

平成 29 年 9 月 21 日

資源エネルギー庁

旧制度において認定を取得した事業者の新制度への移行手続に係る状況について

1. 10kW 未満の太陽光発電設備の事業計画書提出期限の延長について

本年 4 月から施行された新たな固定価格買取制度では、旧制度において認定を取得した事業者は、新制度への移行手続（以下、「みなし認定手続」）として、再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】（以下、「事業計画書」）を提出していただいているところ、平成 29 年 8 月 31 日に FIT 法施行規則が改正され、10kW 未満の太陽光発電設備については、事業計画書の提出期限が平成 29 年 12 月 31 日に延長されました。その他の発電設備については、引き続き 9 月 30 日が提出期限になっておりますので、お早めにご準備いただきますようお願いいたします。

2. みなし移行手続の審査状況について

現在のみなし移行手続（電子と紙媒体の 2 種類をご用意）の状況ですが、これまでに体制強化を図ることで、電子で提出されたものについては、一部審査に時間を要している事案を除き、ほぼ 2 ヶ月以内で手続を完了する状況となっている一方で、紙媒体で提出されたものについては、当初の想定を大幅に超える件数が提出されており、2 ヶ月を超過する状況が続いております。特に、7 月以降、紙媒体での提出件数の増加が顕著になっており、遅延の解消には時間がかかることが見込まれております。

については、これから事業計画書を提出される予定の事業者の皆様におかれましては可能な限り電子での提出をしていただきますようお願いいたします。※

(※)登録者 ID とパスワードがわからない場合

電子申請の場合、手続には登録者 ID とパスワードが必要です。登録者 ID とパスワードを忘れてしまった場合は、JPEA 代行申請センターに照会すれば確認できますが、現在、照会作業に 2 ヶ月程度を要しており、今後体制の強化を図る予定です。（照会方法は、<https://www.fit-portal.go.jp/mypage/ForgotPassword> に掲載しております。）

また、設備設置者が当初認定申請手続を工務店等（以下「登録者」という。）に委任し、登録者が手続をされた場合、設備設置者のログイン ID 及びパスワードは登録者に通知し、

登録者から設備設置者にお伝えしております。なお、太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー発電設備につきましては、これまでWEBを通じての申請手続となっていなかったため、設備設置者及び登録者のログインIDなどはなく、認定を受けている設備IDとも紐付いておりません。そのため、今回のみなし移行手続を電子で行う場合、設備設置者又は登録者が新たにユーザー登録を行っていただき、付与されたIDに設備IDを紐付けて、電子申請ができるようになりますが、現在、紐付け作業に3ヶ月を要していますが、こちらについても、今後体制の強化を図る予定です。

3. みなし移行手続における進捗状況や到達確認の問い合わせについて

進捗状況や到達確認の問合せについては、確認作業に時間を要して審査に影響を生じることを回避するため、対応を行っておりません。つきましては紙媒体で申請する場合は、書留などご自身にて到達が確認できる方法にて提出いただきますようお願いいたします。

4. 事業計画書の誤入力について

事業計画書の内容について、誤入力が大変多くなっております。提出の際には今一度事業計画書の内容を御確認の上、ご提出をお願いします。とくに、「太陽電池の合計出力」の欄に、誤って「発電出力」を入力するケースが多く報告されております。「太陽電池の合計出力」は太陽光パネルの合計出力で、発電出力は太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力として認定情報に登録されているものです。お間違えの無いようご注意ください。